

保育課

## ゆらりん港南緑水保育園における委託費等返還金加算金について

ゆらりん港南緑水保育園において確認された、子ども・子育て支援法に基づく委託費及び港区保育扶助要綱に基づく扶助費の不適正受給に伴う委託費等の返還に当たり、下記のとおり加算金を徴収します。

### 記

#### 1 返還請求額（見込み）

項目	返還額	加算金	計
(1) 委託費	1,604,480 円	641,792 円	2,246,272 円
(2) 扶助費	6,052,560 円	※357,429 円	6,409,989 円
計	7,657,040 円	999,221 円	8,656,261 円

※扶助費の加算金について、令和3年2月12日を納付日として試算しています。

#### 2 加算金について

##### (1) 子ども・子育て支援法に基づく委託費

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、返還請求額に100分の40を乗じて得た額を徴収します。

（子ども・子育て支援法）

第12条（略）

2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

偽りその他不正の行為については、一般的に、社会通念上不正と認められる一切の行為とされており、二重帳簿の作成、会計帳簿等への虚偽記載、収税官吏に

対する虚偽答弁等の積極的行為がこれに該当するとされています。

本事案については、虚偽の内容の書類を提出し、職員に対してその事実を隠ぺいするよう指示しているなど積極的行為が行われていることから、法第12条第2項を適用することとします。

## (2) 港区保育扶助要綱に基づく扶助費

港区補助金等交付規則第16条の規定に基づき、返還請求額に扶助費受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%を乗じた額を徴収します。

(港区補助金等交付規則)

第14条 補助事業者等が次の各号の一に該当した場合は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの規則に基づく命令に違反したとき。

第16条 第14条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部または一部の取消をした場合において、補助金等の返還を命じたときは、補助事業者等をしてその命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。) を納付させなければならない。